

10/2、朝日

徴兵制の不安 改憲草案では

無職

(広島県 68)

安全保障法制を巡り、徴兵制が将来導入されるのではないかといふ声を耳にする。一方、安倍晋三首相は、7月の国会で「憲法18条が禁止する『意に反する苦役』に該当し憲法違反だ」と判定している。

私は法案審議が始まった頃、3年前に発表された自民党憲法改正草案を改めて読み直してみた。18条の「意に反する苦役に服させられない」という部分は草案でも確かに残っている。だが、18条前半部分の「いかなる奴隸的拘束も受けない」は、草案では「社会的又は経済的関係において身体を拘束

されない」と変更されている。までは、「政治的拘束」なら可能になるということだ。「社会的又は経済的関係」という文言は、どちらかと言えば国家権力より民間機関や企業による事柄を指しているように受け取れる。

自民党は18条改定について、分かりやすい表現に言い換えたもので、「意に反する苦役」を維持しており徴兵制を探る考えはない、と説明している。だが、集団的自衛権のように憲法解釈は簡単に変えられてしまう。さらに「奴隸的拘束の禁止」に条件をつける改憲案は徴兵制への布石では、と疑うのは私のなりしが労だらうか。